土地改良法(昭和24年法律第195号)第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該右欄に掲げる土地改良事業を行うことについて令和7年10月24日認可した。

令和7年11月4日

香川県知事 池 田 豊 人

土地改良区名	土 地 改 良 事 業 名
香川県三豊市三野町土地改良	単独県費補助土地改良事業(かんがい排水事業)宮池地区
区	
II .	単独県費補助土地改良事業(かんがい排水事業)西浜地区
11	単独県費補助土地改良事業(かんがい排水事業)皿池地区